

人材誘致・定住対策促進事業（地域振興課）

1. 相談支援窓口の設置

- (1) 目的 地域振興課内に移住定住（U J I ターン）に係る相談支援窓口を設置することにより、移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に市域外から鳥取市への定住を促進する。
- (2) 窓口の名称 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口
フリーダイヤル：0120-567-464（専用電話）
首都圏移住定住相談員 ☎ 080-2930-3958
関西圏移住定住相談員 ☎ 080-2930-3959
移住・交流情報ガーデン ☎ 0857-30-6631
- (3) 設置日 平成18年9月1日
- (4) 主な業務 ①情報（交流体験、住宅、就業等）の収集・管理業務
②空き家（非居住住宅）の確保・紹介業務
③窓口相談業務
④新規移住定住希望者の開拓
⑤無料職業紹介事業
- (5) 相談員の配置 各種情報の収集・発信機能を強化するとともに、相談者へのきめ細かで親身になった対応をしていくため、平成18年12月から「定住促進・Uターン専任相談員」を1名配置。以降、年次的に増員し、現在3名体制としている。併せて、平成24年12月から首都圏・関西圏にそれぞれ1名ずつの相談員を配置。平成28年1月10日からは移住・交流情報ガーデンを設置し、移住定住コンシェルジュを3名配置、合計8名の相談員となっている。
- (6) 相談・移住の状況【令和2年3月末現在】

区 分 \ 年 度	合 計 (H 18～R 1)	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
窓口対応延べ件数（件）	15,932	262	764	1,086	1,384	1,363	1,220	1,419	1,211	1,442	1,429	1,204	1,109	920	1,119
相談登録者数（世帯）	5,068	92	175	241	331	297	396	380	383	489	484	447	515	389	449
移住者数	（世帯）	2,066	5	32	59	59	73	107	100	160	200	178	119	371	262
	（人）	3,427	7	71	136	133	166	237	214	288	351	326	188	487	359

2. 空き家情報

U J I ターン希望者の移住を促進するため、空き家の情報を提供し、支援する。

令和2年5月末の空き家登録数：18件（売買のみ2件、賃貸のみ10件、売買・賃貸6件）

3. 情報の発信

- (1) WEB：鳥取市公式ホームページ、鳥取市移住・交流情報ガーデンホームページ、首都圏・関西圏鳥取市移住定住相談窓口ホームページ、全国移住ナビ
- (2) 市報・支所だより、田舎暮らし専門誌等
- (3) 鳥取市定住促進パンフレット
- (4) 県外イベント

ふるさと回帰フェア、鳥取県 I J U ターン相談会、もうひとつのふるさと探しフェアなどに鳥取市

定住促進・Uターン相談支援窓口を臨時開設。

4. 主な移住定住者への支援策

(1) **U J I ターン希望者無料職業紹介**（平成19年1月～）

これまで経済・雇用戦略課に配置していた無料職業紹介所の雇用アドバイザー業務を、平成30年度からは移住定住専任相談員が行うこととし、就職相談のワンストップ化・スピード化を図っている。

(2) **U J I ターン者住宅利活用推進事業**（平成27年4月～）

本市の空き家バンクに登録された物件を改修や家財道具を処分する者に対し、40万円を限度として補助。

（令和元年度実績 8件）

(3) **お試し定住体験事業**（8棟/①～⑥5日間までは一律6,000円。6日目以降は1日につき1,200円を加算）

移住を検討されている方に、体験施設で鳥取暮らしを試していただく。

- ・ 中心市街地 ①ペット同伴可マンション1室（鳥取市本町）（平成28年1月～）
- ・ 福部地域 ②空き家提供住宅1棟（平成28年8月～）
- ・ 河原地域 ③空き家提供住宅1棟（平成29年1月～）
- ・ 用瀬地域 ④空き家提供住宅1棟（平成25年6月～）
- ・ 佐治地域 ⑤旧職員住宅1棟（平成19年6月～）
- ・ 気高地域 ⑥旧駐在所1棟（平成27年4月～）
- ・ 鹿野地域 ⑦・⑧湯川住宅団地・温泉付新築住宅2棟（平成22年4月～）（別の料金設定）

（令和元年度実績①～⑥ 48組、延べ487日利用）

(4) **鳥取ふるさとU I（友愛）会**（平成21年1月～）

「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて本市に移住された方々が中心となって設立。鳥取市、鳥取県へ移住定住された方が、楽しく、有意義で、快適な生活ができるよう、定住者の交流やネットワークづくりに取り組んでいる。

(5) **移住定住空き家運営業務委託事業**（平成25年6月～）

地元の団体に移住定住空き家運営管理を委託し、多くの空き家情報を収集するとともに、より早くて確かな管理が可能となることで、移住定住者の増加を図る。また、地域総意での受入が可能となり、移住定住後の安全安心な生活の確保がおおいに期待できる。現在、河原（西郷地区）・用瀬（用瀬地区）・佐治・気高（逢坂地区）・鹿野・青谷地域で取り組んでいる。

(6) **地域おこし協力隊事業**（平成26年4月～）

人口減少及び高齢化が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資することを目的とし地域おこし協力隊を積極的に配置する。

＜配置状況＞5名（令和2年6月1日現在）…中心市街地1名、湖南地域1名、河原地域1名、用瀬地域1名、青谷地域1名

(7) **Uターン支援登録制度**（平成27年8月～）

登録いただいた方に、本市の「しごと」、「住まい」、「暮らし」等の最新情報を提供する。

（令和元年度実績 延べ351件登録 131世帯218名移住）

(8) **ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会**（平成27年10月～）

特にUターンを促進するため官民連携による連絡会を発足。情報共有や新たな施策の検討を行う。

(9) **鳥取体験ガイド**（平成28年8月～）

住まい探し、仕事探し、子育て体験、観光、グルメ、体験、穴場スポットなどから好きなプランを選択し、ガーデンの移住定住コンシェルジュが2日間、現地を案内する。

(令和元年度実績 10組20名)

(10) **鳥取市避難者への住宅支援事業** (平成28年11月～)

平成23年3月11日以降に発生した激甚災害により本市に避難された方が、本市に定住する目的で住宅の新築、購入、改修をされる場合、その費用の一部を補助する。

(令和元年度実績 1件)

(11) **鳥取市民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金** (平成30年7月～)

県外から市内の民間賃貸住宅に入居した若者夫婦世帯(40歳未満の夫婦で子どものいない世帯)、子育て世帯(中学生までの子どもがいる世帯)に対し、家賃の一部を補助する。

(令和元年度実績 13世帯41名移住)

(12) **鳥取市Uターン者就職活動交通費支援事業補助金** (平成30年7月～)

「鳥取市Uターン支援登録制度」に登録された方が、鳥取市内で行う就職活動(採用試験、合同就職面接会、市内企業訪問)に要する交通費の一部を補助する。

(令和元年度実績 9件)

(13) **鳥取市移住支援金** (令和元年11月～) 新規事業

東京圏から鳥取市へ移住し、対象求人に新規就業した方または鳥取県の事業による企業支援金の交付決定を受けた方に対し、移住支援金を交付。(交付額:2人以上世帯100万円、単身60万円)

(令和元年度実績 0件)

★2020年版住みたい田舎ベストランキング「子育て世帯が住みたい田舎部門」で1位受賞!総合部門では第2位を受賞!8年連続トップテン入り!

(いなか暮らしに関心のある人のための専門誌である「(株)宝島社 田舎暮らしの本2020年2月号」)

第1回～8回 鳥取市総合部門ランキングの状況(宝島社『田舎暮らしの本』出典)								
2013年版	第1回	第2位	2014年版	第2回	第8位	2015年版	第3回	第2位
2016年版	第4回	第9位	2017年版	第5回	第1位	2018年版	第6回	第4位
2019年版	第7回	第1位	2020年版	第8回	第2位			

★部門別ランキング(大きなまち(人口10万人以上)部門)

○子育て世代が住みたい田舎部門 第1位

○若者世代が住みたい田舎部門 第2位

○シニア世代が住みたい田舎部門 第14位

※2018年版以降は、大きなまち(人口10万人以上)グループでのランキング

特色あるまちづくりの推進(地域振興課)

1. グリーンツーリズム事業の推進

本市には、山陰ジオパークをはじめ、豊かな自然や歴史的な遺産、伝統芸能や文化財があり、地域資源を有効に活用してグリーンツーリズムの取り組みを各地域で展開し、地域の活性化を促進する各種活動を行なうことにより、本市中山間地域の活性化につなげる。

(1) 鳥取市グリーンツーリズム連絡会の活動支援

鳥取市グリーンツーリズム連絡会（平成18年7月設立 NPO法人グリーンツーリズムもちがせほか9団体で構成）の活動を支援し、グリーンツーリズムの推進を図る。

(2) とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会の活動支援

鳥取県東部一円の実践団体が連携して因幡地域の魅力を都市住民に発信して（合同研修など）都市との交流人口を増やすことにより、因幡地域の経済・観光などの活性化につなげる。

(3) 鳥取市中山間地域魅力ある民泊推進事業補助金（平成30年10月～）

民泊を活用した特色ある宿泊事業に地域ぐるみで取り組む事業者等に対し、滞在施設の整備及び体験メニュー等の費用の一部を補助する。

（令和元年度実績 1件）

2. 合併地域活性化推進事業の取り組み

新市域の活性化を図るため、総合支所の地域振興機能を強化するとともに地域振興会議との連携により地域振興策を策定。地域住民との協働を基本としたそれぞれの地域における振興策を実施している。

中山間地域の振興（地域振興課）

1. 鳥取市中山間地域対策強化方針

中山間地域では、人口の減少や少子高齢化の進展などによって、安全・安心な暮らしの確保や、農林水産業の維持・振興、地域づくりなどが難しくなっているのが現状である。このため、本市では中山間地域対策強化プロジェクトチームを平成21年10月に設置し、中山間地域の振興と活性化を図ることを目的として「鳥取市中山間地域対策強化方針」を平成22年3月に策定した。その後も総合計画と連動させながら、必要に応じ、本強化方針を見直して取り組むこととしている。

中山間地域対策強化方針の概要

- (1) 目 標 　　いつまでも暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取
- (2) 強化施策
 - ① 安全・安心な暮らしの確保
 - ② 地場産業の活性化と雇用の確保
 - ③ 魅力ある地域づくり・人づくりの推進
 - ④ 交流による活性化と移住定住の推進

2. 鳥取市過疎地域・中山間地域人材養成事業

令和元年度鳥取市過疎地域・中山間地域人材養成事業「とっとりふるさと元気塾」を民間に委託し、テーマ別専門講座、地域別出前養成講座を実施した。テーマ別専門講座では、「ターゲット別」「世代別」「因幡・但馬麒麟のまち連携別」の3つの分野でテーマを分け、実践的な活動につながる講座を開催した。地域別出前養成講座では、地域の実情や課題に沿ったより具体的な内容の講座を開催した。また、令和元年度も引き続き元気塾スーパーリーダー講座を開催し、10名のスーパーリーダーを認定するとともに、元気塾地域づくり表彰を開催した。年度を通じて644人が塾生として学び、うち24人がリーダー認定（累計275人）された。

3. 中山間地域振興に係る各種補助事業

(1) 輝く中山間地域創出事業

地域住民自らが、地域の課題解決や活性化のために取り組む活性化計画の策定及び計画に基づいたソフト事業を支援する。また、中山間地域の資源を活用した市街地住民（まち）と中山間地域住民（むら）との交流を支援する。（令和元年度計画策定1団体、ソフト事業実施7団体、里山交流3団体支援）

(2) 中山間地域・買い物支援事業（移動販売車導入・運営支援、買い物福祉サービス支援）

中山間地域における買い物困難地域の買い物環境の改善を図るため、平成24年度より日用品10品目以上を取り扱う移動販売車の導入及び運営を支援している。

平成29年度からは、移動販売事業と見守りサービスを組み合わせた買い物福祉サービス支援事業を実施し、中山間地域の安心安全な生活の確保を図っている。（令和元年度移動販売車運営支援1団体、買い物福祉サービス支援3団体支援）

(3) 中山間地域・地域活性化支援事業

中山間地域の伝統文化の伝承や都市部との交流、空き家や古民家等の改修などによる交流・伝習施設の整備などの活動を支援する。

(4) 中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業

中山間地域において、地域における新たな産業を創出するため、地域資源を活用した特産品づくりや販売関連施設整備など地域住民の活力を引きだすようなコミュニティビジネスを開始しようとする取り組みを支援する。

(5) 中山間地域遊休施設活用支援事業

中山間地域の遊休施設（空き店舗・空き校舎・空き倉庫等）を活用し、地域住民のコミュニティの再生を図る取り組みをハード・ソフト両面から支援する。

(6) 若者移住による集落活性化対策事業

小規模高齢化集落等において、将来の集落を担う新たな人材とされる移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落等を含む地域が一体となって取り組む集落再生、地域活性化に向けた取り組みを支援する。

4. 鳥取市中山間地域振興推進員設置事業（平成24年4月～）

平成21年度から平成23年度にかけて中山間地域振興推進員を外部に業務委託し、本市と連携して中山間地域の振興を図ってきた。平成24年度からは鳥取市中山間地域振興推進員として地域振興課へ配置し、中山間地域の振興事業に関する下記の業務に取り組んだ。

- ①中山間地域における集落の現状等の情報収集
- ②県・市、そのほか関係機関との連絡調整、相談窓口
- ③中山間地域振興に関連した各種補助事業の案内や事業実施時の支援
- ④中山間地域振興にかかる先進事例の調査、情報提供および研修の受講
- ⑤小規模高齢化集落等見守り活動の実施

5. 辺地総合整備計画・過疎地域自立促進計画

(1) 辺地総合整備計画

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）」に基づき、交通条件及び自然的、経済的諸条件に恵まれない山間地域等を辺地区域として指定し、当該地域と他地域との生活水準等の格差是正のため、市道や農林道、消防施設や観光施設などの公共

的施設を整備促進することを目的として総合整備計画を策定している。

【辺地指定区域】

- ・ 奥細見、高路、河内、岩坪
- ・ 国府町栃本、上地
- ・ 河原町神馬、北村
- ・ 鹿野町河内
- ・ 用瀬町江波
- ・ 佐治町奥佐治、津無
- ・ 青谷町絹見

(2) 過疎地域自立促進計画

「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」に基づき、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が他地域と比較し十分でない地域について、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること等を目的として、過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）を策定した。

【過疎指定地域】

- ・ 用瀬地域、佐治地域、青谷地域

6. 地域振興会議

平成26年度末をもって終期を迎えた地域審議会に代わり、各地域での地域振興に関する審議に加え、地域振興を踏まえた全市での一体的な発展につながる議論や地域の課題に地域ぐるみで取り組むための組織として、旧8町村地域を対象に地域振興会議を設置した。

地域振興会議は各地域の資源や特性を活かした更なる地域活性化、本市の一体的な発展に資する対象区域の振興、地域課題を地域ぐるみで解決していく協働のまちづくりの視点の継承を目的とし、地域別又は合同で開催する。また、地域振興会議の横の連携を図るため会長会を開催する。

地域振興会議：8地域（それぞれ概ね年8回） 地域振興会議会長会：年2回開催

（地域振興会議の所掌事項）

- ・ 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。
- ・ 対象区域の振興に関する事項について、調査及び研究すること。
- ・ 上記2点について市長に意見を述べること。

（組織及び任期）

地域ごとに12人以内でもって組織し、任期は2年とする。

（設置期間）

平成27年4月1日から令和7年3月31日（10年間）

会議の開催状況

令和2年5月31日現在

地域審議会（H16～H26 8地域延べ 605回）、地域審議会会長会（H16～H26 合計23回）

	H30	R1	R2
地域振興会議 （8地域延べ）	63回 （うちブロック会議3回）	63回 （うちブロック会議2回）	8回 （うちブロック会議0回）
地域振興会議会長会	2回	2回	0回

合併後の地域調整及び新市域の振興（地域振興課）

1. 新市域振興ビジョンの推進

平成26年度に策定した新市域の10年先を見据えた夢のある個性を活かしたまちづくりの方向性を示す「鳥取市新市域振興ビジョン」及び総合支所毎に項目別の事業目標を定めたビジョンの「推進計画」に基づき、各総合支所が中心となって具体的な取り組みを進める。平成30年度には「第10次鳥取市総合計画」との整合を図ること、これまでの成果を記載すること、更には新たな課題を盛り込むために「鳥取市新市域振興ビジョン」の改訂を行った。

2. 支所長会議

本庁及び総合支所間の連携を緊密にし、各種業務上の課題等を協議することにより、市政の円滑な執行と新市域の振興を図ることを目的に概ね月1回開催する。

会議の開催状況

令和2年5月31日現在

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
支所長会議	15回	14回	11回	12回	12回	11回	12回	2回

協働のまちづくり（協働推進課）

1. 自治基本条例の推進

本市では、まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月から施行しており、近年国内で発生した災害等を教訓に新たな項目として「危機管理」条項を追加し、平成26年4月1日改正施行した。

本条例の自治の基本原則に基づき、市民がまちづくりに主体的に関わる取り組みの推進を図っており、協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方と方向性を示した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」（平成22年3月策定）に基づき、事業を実施している。

具体的には、まちづくり協議会研修会や参画と協働のまちづくりフォーラム等を開催し、まちづくりに対する市民意識の高揚を図りつつ、市民と行政による協働のまちづくりを一層推進することとしている。

2. 地域づくり懇談会

市民と市長が直接意見交換することにより、地域と行政が一体となって地域課題の解決に取り組み、「協働のまちづくり」の推進を図っていく。

令和元年度開催実績 7 地区

※全市域において地区公民館単位で隔年開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度の地域づくり懇談会は令和3年度に延期

自治会支援（協働推進課）

1. 集会所補助事業

地域コミュニティの拠点施設として、会議、集会等を行う集会所を自治会が建築、取得（購入）、賃借する場合に、建設費・取得費・賃借費の一部を助成する。

○補助要件

- ・補助対象経費…新築、増改築、修繕、取得又は賃借に係る経費。冷暖房施設費（新規整備に限る。）、附帯施設費及び設計監理委託費を含む。ただし、土地取得費は対象にならない。また、新築、増改築、修繕又は取得にあつては補助対象経費の額が50万円未満の場合、冷暖房施設の新規整備にあつては補助対象経費の額が10万円未満の場合又は50万円を超える場合の50万円を超える部分は、対象とならない。
- ・補助率及び補助限度額…補助率は補助対象経費の1/3で、上限額は1,000万円（過去に受けた補助金の額を含む）。ただし、賃借の場合の上限額は、月額15,000円（10年を限りとする）。

2. 鳥取市有集会所の譲渡

集会所施設の管理形態を見直し、鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱方針に基づいて、地元自治会との協議が終わったものから順次、無償譲渡を行う。

令和2年4月1日現在の市有集会所施設数…4施設

3. 認可地縁団体の認可・証明

町内会等の申請に基づき、地縁団体（法律では「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」）の認可・証明を行う。

令和2年4月1日現在の認可地縁団体数…199団体

4. 地域内情報伝達設備整備事業

地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会等の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成する。

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限補助額
音 声 告 知 専 用 端 末 機 器 設 置 事 業	鳥取市自治連合会に加盟する町内会等	機器の購入費及びこれらの設置に要する標準工事から1万円を差し引いた経費	10/10	
有線放送設備設置事業		有線放送設備の設置・更新に要する経費	1/2	250万円
地 域 無 線 シ ス テ ム 設 置 事 業		地域無線システムの設置・更新に要する経費	1/2	250万円

市民活動、市民運動（協働推進課）

1. 市民活動の促進

(1) 市民まちづくり提案事業助成金

地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」に補助金を交付する。

○市民活動促進部門

- ・創造的な市民活動事業：補助対象経費の10/10、上限額10万円
- ・公益的な自主事業：補助対象経費の4/5、上限額20万円

○協働事業部門

- ・行政提案型事業：補助対象経費の10/10、上限額40万円

(2) 市民活動拠点「アクティブとっとり」

ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体の活動促進と交流を図るため、活動場所の提供や活動支援、相談、情報収集などを行う施設として、さざんか会館内に設置している。

○開館時間 9：00～22：00

（日曜日～火曜日は21時まで）

○年中無休（年末年始を除く。）

(3) 社会奉仕活動等補償制度

市民が安心してボランティア活動、市民活動に取り組めるよう、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けている。

(4) 市民活動表彰制度

市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進するために表彰制度を設けている。

2. 市民意識の高揚と市民運動の推進

(1) 鳥取市市民運動推進協議会

鳥取市市民運動推進協議会は、まちを美しくする企画・運動、美化運動を自主的に実践する団体の支援などの事業を通じ、美しく住みよいまちづくりをめざし、市民が主役となって取り組む運動を推進している。

・清掃美化活動の推進

各地域で一斉清掃日を定め、住みよい生活空間の創造のために清掃美化活動を展開する。

地域の環境美化活動を行うボランティア団体への支援を行う。

(2) 河川等を守る各種市民活動団体の運動

市内の河川、湖山池、鳥取砂丘の美化推進を目的とした団体として、狐川を美しくする会（狐川）、湖山池を守る会（湖山池）、鳥取砂丘美化運動協議会（鳥取砂丘）があり、関係住民が自主的に各区域の清掃活動等を実施し、実践活動を通して、不法投棄の防止と環境保全のモラルの高揚を図っている。

交通安全対策（協働推進課）

1. 鳥取市交通安全計画

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定により、第10次鳥取市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）を策定している。この計画は、鳥取市交通安全対策会議が策定する、鳥取市及び関係機関、団体が講ずべき陸上交通安全施策の大綱である。

2. 鳥取市交通安全指導員の設置

児童、園児の通学などの道路交通の安全保持及び安全運動の推進を図るため、昭和43年11月に鳥取市交通安全指導員を設けた。現在の定数は130人である。

3. 鳥取市交通安全対策協議会

市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するために、昭和56年4月に設置された。構成団体は、鳥取市、鳥取・智頭・浜村警察署、（一財）鳥取県交通安全協会鳥取地区協会・智頭地区協会・浜村地区協会、鳥取市交通安全指導員会、鳥取市自治連合会、鳥取市老人クラブ連合会等の交通安全関係団体である。

防 犯 対 策（協働推進課）

1. 防犯対策事業

(1) 自主防犯活動に対する取組み

平成18年1月に施行した「鳥取市安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」により、犯罪発生の未然防止のための施策を計画的に推進している。

さらに、基本計画の施策を計画的かつ効率的に推進していくための実施指針として「鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画」を定め、市民、事業者、警察、その他関係団体等の連携を図りつつ、個別具体的に必要な取組みをすすめていく。

○自主防犯活動団体への支援

- ・ベスト及びキャップの支給・・・1団体合計20着以内
- ・活動補助金の支給・・・1団体上限額10万円

○自主防犯活動団体等の表彰

- ・年間を通じて防犯活動を継続して行われている団体等

防 犯 灯（協働推進課）

1. 防犯灯設置事業

(1) 新 規 設 置

防犯灯の設置により、夜間通行における踏み外し等の事故防止と、暗がり箇所を減少させ安心感をもたらすことで犯罪防止効果の増大を図る。各自治会が維持管理を行うことを了解した上で市に設置

申込みを行い、市が防犯灯を設置する。

- ①独立型・・・支柱を含め設置（電柱等がない箇所、建柱敷地は自治会が準備）
- ②共架型・・・電柱に共架
- ③屋側型・・・家屋の壁面に設置（自治会が家主の了解を得る。）

※どの設置方法であっても設置する防犯灯はLED灯とする。

(2) 取替（LED化）

既存の防犯灯を蛍光灯からLED灯へ交換し、環境にやさしく維持管理の容易な照明を普及させることで、夜間の安全な通行を確保する。取替費用の2割を自治会が負担する。

コミュニティ育成・補助（協働推進課）

1. 自治会支援

(1) 自治会補助金

住民自治の基本単位である自治会の活動を支援し、自治会組織の強化育成、地域住民による自主的な地域づくりを推進するため、自治会に対して活動補助金を交付する。

交付基準…均等割35,000円、世帯割700円

(2) 地区要望

年に一度、自治連合会がとりまとめた各町内会からの要望に対して、各担当課が検討を行い、翌年度の予算要求に反映させるとともに、実施の可否について回答する。また、過年度分の要望の進捗状況についても各町内会に適宜報告する。

令和2年度地区要望件数 701件

(3) コミュニティ活動支援事業

地域コミュニティの充実、強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現を目指すため、住民の自主性及び主体性に基づいた町内会等による地域活動を支援する。

○交付対象者…合同町内会、単位町内会

○交付対象事業…地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する次の事業

- ①運動会等のスポーツ活動
- ②地域内の文化的な活動
- ③単位町内会等が所有する設備等の軽微な修繕等
- ④その他この事業の趣旨にふさわしい事業

○交付率…3/4

○交付限度額…3万円

(4) 地域コミュニティ除雪活動支援事業

大雪時に町内会等が行う生活道路確保のための自主的な除雪活動を支援する。

○交付対象者・・・合同町内会、単位町内会

○交付対象事業・・・町内会等が自主的に行う生活道路の除雪活動

○補助率・・・3/4

○交付限度額・・・5万円

地域コミュニティ（協働推進課）

「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しながら、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題の解決に向けて取り組みを進めていく。

令和元年度からは、各地域の実情に合ったまちづくりを推進するため、希望する地区を対象として、地域組織支援モデル事業（まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化及び関連する補助金等の一括交付）を試行的に実施している。

1. まちづくり協議会運営助成事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
- 交付対象事業…まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業
 - ① 組織運営のための勉強会や情報提供
 - ② その他組織運営につながる事業
- 交付率…10/10
- 交付限度額…5万円

2. 協働のまちづくり助成事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
- 交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業
 - ① 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
 - ② 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
 - ③ その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業
- 交付率…4/5
- 交付限度額…40万円

ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別支援事業を重ねて受けることはできない。

3. 協働のまちづくり特別支援事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
- 交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業
 - ① 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
 - ② 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
 - ③ その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業
- 交付率…10/10
- 交付限度額…80万円

ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業を重ねて受けることはできない。

また、本事業は嘱託職員に替えて事業費支援を選択したまちづくり協議会を対象とする。

地区公民館の管理・運営等（協働推進課）

1. 地区公民館の管理・運営

地区公民館を地域コミュニティの拠点として位置づけ、平成20年4月から地区公民館の管理・運営事務の一部を市長部局が補助執行している。現在は、61地区公民館と1分館の体制で業務を執行している。主な地区公民館の業務は、次のとおり。

- ① 生涯学習委託事業（各種学級、講座）の開設・運営
- ② 地区の自主的な社会教育、文化サークルの活動支援
- ③ 公民館施設の管理
- ④ まちづくり協議会の事務局

2. 鳥取市公民館連合会

地区公民館の職員を会員として組織する「鳥取市公民館連合会」の事務局を協働推進課に置き、自発的な研究及び活動を通じて公民館の健全な発展を図る。鳥取市公民館連合会は、自主的な調査・研究をはじめ、鳥取市から次の業務を受託して実施している。

○鳥取市公民館まつり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度の鳥取市公民館まつりは開催中止

広 聴（市民総合相談課）

1. 市政提案～市長への手紙～

市政への市民参画を促進し、市民の市政に対する提案を積極的に施策に反映させることを目的として、平成14年8月から実施。地区公民館や学校等に専用用紙を配置し、郵送または持参・ファックス・電子メールいずれかの方法で提案を受け付け、書面または電子メールで回答している。

令和元年度実績 受付案件数 144件

《提案内容の検討結果》

分 類	案 件 数
実 施 済	44 件
実 施 予 定	7 件
検 討	22 件
実 施 困 難	16 件
参 考 意 見	42 件
他 の 所 管	0 件
そ の 他	13 件
計	144 件

（令和2年3月末現在）

◎これまでに実現した主なもの

- ・ 史跡鳥取城跡の案内表示の追加
- ・ 100円循環バスのコース延長（御弓町方面）
- ・ しゃんしゃん祭り時のわらべ館駐車場の無料開放
- ・ 鳥取市弓道場に待機場所として利用する大型テントを導入
- ・ 事故防止のため、ホテルモナーク付近の橋梁交差点にLED道路照明灯を設置

- ・鳥取西道路の利便性向上を図るため、鳥取西 I C 及び I C 降口の県道交差点付近に標識及び案内板の設置を道路管理者に要望し、実現
- ・転倒防止のため、わらべ館西側階段に手すりを増設

2. 陳 情 ・ 要 望

団体などからの行政支援を求める声を市政に届けるため実施。陳情・要望内容は文書で市長あてに提出していただき、文書で回答している。

令和元年度実績 受付案件数 62件

《要望内容の検討結果》

分 類	件 数
実 施 済	3 件
実 施 予 定	11 件
検 討	16 件
実 施 困 難	8 件
参 考 意 見	8 件
他 の 所 管	4 件
そ の 他	12 件
計	62 件

(令和2年3月末現在)

3. 市民政策コメント

市が重要な政策を決める際、その原案を市民に公表し、郵便・電子メール・ファックス・持参のいずれかの方法によって市民からの意見等を受け付け、寄せられた意見等に対する市の考え方・反映状況等を公表した上、政策形成に反映をさせる。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
案 件 数	18件	8件	17件	9件	8件
意見等受付件数	913件	146件	213件	129件	166件

4. 鳥取市コールセンターの設置・運営

新本庁舎の開設に合わせ、市の業務や各種制度、手続き等について、市民からの問い合わせを、電話、ファックス、電子メールにより受け付けし、FAQ（よくある質問とその回答）などを基にした回答や、窓口への取次ぎなどの総合案内業務を行うため、鳥取市コールセンターを設置し、令和元年9月1日から試行運営を開始し、11月5日から正式に運営を開始した。

■運 営 日 年中無休

■運 営 時 間 開庁日 午前8時から午後7時まで
閉庁日 午前9時から午後5時まで

■応 対 件 数 (令和元年9月1日～令和2年3月31日)

電話応答件数 52,068件

F A X 処理件数 21件

メール処理件数 69件

市民総合相談（市民総合相談課）

1. 市民相談

本庁舎、各総合支所に総合相談窓口を設け、市政に関する市民からの相談・意見・質問などを面談や電話・市公式ウェブサイト内入力フォーム等により受け付け、各担当課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行っている。回答については、相談内容により即答できる案件はその場で回答するほか、調査等の必要がある場合も、受付から概ね2週間以内に電話、文書、電子メールなどで回答することとしている。

令和元年度実績 受付件数 941件

2. 無料法律相談（毎月4回）

社会生活や人間関係の複雑多様化に伴い、市民の日常生活にさまざまな法律に関する問題が発生している状況を受け、市民の福祉向上と権利の擁護を目的として、県弁護士会に委託し、本庁舎で、無料法律相談を実施している。平成26年度から、男女共同参画センターで開催していた「女性なんでも相談」の法律相談を、本課の法律相談に統合し、毎月4回（定員各5名）に増枠した。

令和元年度実績 相談件数 209件

3. 専門相談

本庁舎において士業等による専門的な相談会を実施し、市民の福祉向上に寄与している。

相談内容	相談員	実施	令和元年度相談件数
社会保険・年金などに関すること	社会保険労務士	毎月1回	5件
土地境界等に関すること	土地家屋調査士		10件
土地・建物の価格や資料に関すること	不動産鑑定士	4・10月	3件

4. くらし110番

市民生活の安心と市民福祉の向上に寄与することを目的として、NPO法人への委託により「くらし110番相談窓口」を設置し、市民の日常生活における疑問、困りごとなどについて相談を受けている。

令和元年度実績 受付件数 805件

消費生活対策（市民総合相談課）

1. 消費生活相談

平成21年度から、悪質商法や多重債務などの相談に対応する「消費生活相談窓口」を新設した。

平成28年4月には、消費者安全法の一部改正に伴い、市民の消費生活の安定と向上を図るため、「鳥取市消費生活センター」を独立し、設置した。

消費生活センターでは、面談及び電話等で相談を受け問題解決に向けた助言などを行うとともに、高度な法律知識が必要な相談などについては、定期的に県弁護士会と連携して相談を実施している。

また、消費者被害防止等を図るため、地域や団体等からの要請を受けて、出前講座などの啓発事業に取り組んでいる。

令和元年度実績 相談受付件数 929件

2. 消費者教育・啓発の推進

消費者教育推進法の施行を受けて、誰もが自立した消費者として安全安心で豊かな消費生活を営むことができるよう、平成30年3月に本市の消費者教育推進計画である「鳥取市消費生活プラン」を策定し、消費者教育・啓発の取組みを進めている。

また、鳥取市消費者行政審議会を開催し、消費者教育推進のための意見交換、事業の実績評価や計画の推進に向けた検討を行った。

令和元年度実績

小学生親子を対象とした講座開催（2回）

高齢者宅訪問と連携した消費者トラブルの注意喚起（2回）

消費者教育・啓発番組の制作・放映

エシカル消費をテーマにしたイベント開催（エシカルマルシェ）

消費者問題講演会の開催（1回）

3. 鳥取市消費者団体連絡協議会

本市では、消費者行政推進の観点から、消費生活問題に自ら取り組む団体である「鳥取市消費者団体連絡協議会」に対し、活動の支援を行っている。

また、平成24年度から取り組んでいる「消費者寸劇」を、平成27年度から委託事業とし、積極的な啓発を推進している。

- ・設 立：昭和50年3月
- ・目 的：市民の消費生活に関する各種調査、研究などの諸活動を通じて知識の向上を図り、自ら進んで解決、改善へと展開させ市民への啓発活動に推進発展させると同時に行政へ反映させ、併せて経済活動の推進を期し、市民の消費生活の安定と向上を図る。
- ・会 員：285名
- ・補助金：協議会に対し補助金を交付し、消費者団体の活動を通じた市民の消費生活の安定・向上を促進するとともに、組織の充実強化を図る。
- ・委託事業：出前講座（消費者寸劇）による啓発活動 令和元年度実績 実施回数8回

公益通報者保護（市民総合相談課）

公益通報者保護法及び鳥取市公益通報取扱要綱に基づき、市内の労働者から通報された公益通報（事業者内部の法令違反行為）について法令に基づく措置、その他必要な措置をとり、公益通報者の保護と事業者の法令順守を図る。

市民総合窓口（市民課）

1. 概 要

令和元年10月、本庁舎の移転に伴い3つの総合窓口（市民総合窓口、福祉総合窓口、税総合窓口）が

構築される。市民総合窓口は、住民票等証明書の交付及びマイナンバーカード等の手続きに加え、市民のライフイベント（住所異動や戸籍届出等）に関連する手続きを取り扱う窓口としてスタートする。

2. 主な事務

戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務、マイナンバーカード交付事務

3. 主な機能

- ・総合窓口支援システムを活用した他課業務との情報連携
必要な手続きの自動判定、申請書のプレプリント、手続き案内の出力等
- ・番号発券システムの導入
複数業務の一括受付によるスムーズな窓口案内、画面表示と呼出音声による案内、web機能による混雑情報と交付案内

4. 窓口業務の民間委託（平成31年4月～）

- ・ハイカウンターによる受付業務（番号発券）
- ・証明書発行業務（受付、作成、交付）

5. 開庁時間（令和2年3月31日現在）

- ・平日：8時30分～19時
- ・土日・振替休日：8時30分～17時15分

6. 業務提携

- ・郵便局

平成14年4月から鳥取湖山北郵便局、平成18年11月から宝木郵便局において、戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書の受付交付業務（本人及び同一戸籍、同一世帯のものに限る）を開始した。

- ・コンビニ交付

平成29年6月から戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書が全国のコンビニで取得できるよう導入した。

7. その他のサービス

- ・鳥取市オリジナル「婚姻届」及び「出生届」用紙の作成
- ・本人通知制度
- ・申請書の統合

世帯数・人口等

（3月31日現在）

種別\年度	30年度	R元年度	対前年比
世帯数	79,755	80,319	100.7%
人口数	187,288	186,180	99.4%
本籍数	86,371	86,030	99.6%
本籍人口数	208,737	206,973	99.2%

各種証明書・届出等取扱件数

※各種証明書については、有料分のみ

種別\年度		30年度	R元年度	対前年比
証明書等	戸籍謄抄本	29,689	28,175	94.9%
	除籍謄抄本	21,572	21,928	101.7%
	その他戸籍証明	2,231	2,226	99.8%
	住民票の写し	76,047	69,122	90.9%
	住民票広域交付	108	83	76.9%
	戸籍の附票	3,933	3,798	96.6%
	記載事項証明等	2,045	2,086	102.0%
	閲覧	1,243	1,357	109.2%
	個人番号カード	55	85	154.5%
	通知カード	1,238	893	72.1%
	印鑑証明	49,724	46,476	93.5%
	税証明	35,016	30,278	86.5%
	公的個人認証	47	83	176.6%
	小計	222,948	206,590	92.7%
印鑑	印鑑登録・変更・廃止	4,804	4,679	97.4%
	登録証再交付	1,668	1,578	94.6%
	小計	6,472	6,257	96.7%
その他	コンビニ交付数	3,414	5,141	150.6%
戸籍	出生	1,508	1,455	96.5%
	死亡	2,311	2,219	96.0%
	婚姻	775	924	119.2%
	離婚	293	327	111.6%
	養子縁組	121	116	95.9%
	養子離縁	25	47	188.0%
	入籍	300	281	93.7%
	転籍	345	391	113.3%
	その他	420	387	92.1%
	小計	6,098	6,147	100.8%
住民登録	転入	3,700	3,860	104.3%
	転出	4,154	4,251	102.3%
	転居	4,586	4,316	94.1%
	その他	1,163	1,174	100.9%
	小計	13,603	13,601	100.0%
マイナンバーカード交付件数（累計）		20,431	26,697	—
マイナンバーカード交付率		10.76%	14.18%	—

総合案内（市民課）

- ・総合案内職員とフロアコンシェルジュを配置し、庁舎の総合的な案内業務及び来庁者対応を行う。
- ・平成31年4月から、質の高い市民サービスを効率的且つ安定的に提供するため、業務の民間委託を導入した。

生活環境業務（生活環境課）

1. 鳥取市環境基本計画等推進本部の設置と取り組み（環境マネジメント）

本市の事務事業における環境負荷の低減を目的とする取り組みを行うため「鳥取市環境基本計画等推進本部」を、令和2年度中に予定している「鳥取市環境基本計画及び鳥取市地球温暖化対策実行計画」の改訂作業にあわせて設置した。

この本部では、本市の取り組みを全庁を挙げて実施する気運を高めるための議論を重ね、環境保全へ職員それぞれが自覚をもって行動する環境づくりを目指す。

さらに、この計画の改訂作業に併せ、庁内若手有志で構成する「提案チーム」を設置し、本市として新たな環境保全への取り組みなどの企画立案を行っていくとともに、庁内の環境保全推進の中核として活動することとしている。

2. 自然保護

「鳥取市自然保護及び環境保全条例」に基づく指定

- ・修景緑化街区 「若桜街道」ほか2地区
- ・自然緑地保護地区 「久松山」
- ・動植物保護地区 「カジカ生息地」ほか2地区
- ・保存樹木・保存樹林 「真教寺 男松・女松」ほか22か所

また、環境保全、自然保護の意識を高めるため、名木・古木観察会を秋に実施。

3. 再生可能エネルギー政策

(1) 自然エネルギーの導入促進

太陽光発電システム、薪ストーブ、ペレットストーブ、民生用燃料電池システムの設置工事に対して補助を行い、自然エネルギーの普及を図る。

令和2年度予算額 4,200千円

①太陽光発電システムへの補助

年 度	件 数	最大出力 (kW)	補助金額 (千円)	1kW当たり 補助額 (千円)
平成20年度	32	111.64	2,136	20
平成21年度	162	649.57	41,678	70
平成22年度	(単) 26	949.62	4,470	50
	(復) 212		57,371	70
平成23年度	(単) 20	1,574.52	2,410	34
	(復) 344		65,176	48
平成24年度	404	1,838.61	66,304	(～9/30) 34
				(10/1～) 50
平成25年度	459	2,164.01	131,150	75
平成26年度	296	1,390.34	84,546	75
平成27年度	209	1,020.05	59,796	75
平成28年度	135	741.21	20,821	30
平成29年度	96	527.66	10,524	20

平成30年度	76	407. 83	2, 280	1 件当たり補助額に変更 30
令和元年度	54	278. 50	1, 620	1 件当たり30

②自然エネルギーへの補助

年 度	対象設備	件 数	補助金額（千円）
平成21年度	薪ストーブ	5	300
	太陽熱温水器	11	210
平成22年度	薪ストーブ	12	720
	ペレットストーブ	3	120
	太陽熱温水器	20	368
平成23年度	薪ストーブ	8	480
	ペレットストーブ	4	157
	太陽熱温水器	28	519
平成24年度	薪ストーブ	7	420
	太陽熱温水器	24	468
	民生用燃料電池システム	11	2, 081
	高効率給湯器	88	2, 626
	L E D照明	0	112
平成25年度	薪ストーブ	20	1, 183
	太陽熱温水器	45	860
	民生用燃料電池システム	22	3, 704
	高効率給湯器	111	3, 301
	L E D照明	20	395
	蓄電池	12	1, 675
平成26年度	薪ストーブ	16	960
	太陽熱温水器	28	526
	民生用燃料電池システム	20	2, 997
平成27年度	薪ストーブ	27	1, 620
	太陽熱温水器	21	404
	民生用燃料電池システム	25	3, 590
平成28年度	薪ストーブ	12	720
	ペレットストーブ	1	60
	民生用燃料電池システム	8	1, 053
平成29年度	薪ストーブ	19	1, 140
	ペレットストーブ	3	180
	民生用燃料電池システム	9	856
平成30年度	薪ストーブ	16	934
	ペレットストーブ	2	109
	民生用燃料電池システム	15	1, 337
令和元年度	薪ストーブ	11	660
	ペレットストーブ	3	167
	民生用燃料電池システム	15	900

(2) 鳥取市太陽光発電事業

本市では、「第2期鳥取市環境基本計画」において、再生可能エネルギーの利用を重点項目として

位置付け、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止の観点から、本市における電力の地産地消を推進するため、市有地を有効活用した太陽光発電事業に積極的に取り組んでいる。

平成26年3月に鳥取市青谷町いかり原太陽光発電所（鳥取市青谷町早牛613-25ほか）が完成し、電気事業の円滑な運営及び適切な施設管理を図っている。

いかり原太陽光発電所の稼働状況（令和元年度実績）

最大出力 609.84 kW（太陽光パネル 242W×2,520枚）

令和元年度年間売電量／645,279 kWh

令和元年度売電収入／28,016,833円

4. こどもエコクラブへの支援

平成21年度から、こどもエコクラブが行う環境学習・活動に対して、対象となる経費の一部を補助。

年度	登録クラブ数	会員数（名）
平成22年度	13	1,791
平成23年度	12	1,521
平成24年度	15	1,665
平成25年度	15	1,706
平成26年度	16	1,654
平成27年度	16	1,497
平成28年度	12	1,295
平成29年度	14	1,611
平成30年度	12	1,169
令和元年度	12	1,034

令和2年度予算額 450千円

5. 「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」の周知

ポイ捨て、歩行喫煙、飼い犬のふんの放置等の禁止を周知し、マナー、モラルの向上ときれいなまちづくりのため、パトロール、清掃を実施している。

6. 墓地、埋葬等に係る事務

円護寺、いなば、末恒、丸山、第二いなば、福部墓苑、寺住霊園、姉泊墓地、下坂本墓地、出合墓地の10か所の市営墓地の管理を行っている。

（R 2. 3. 31時点）

墓 地 名	設 置 年 月	区 画 数	使用許可数	残 数
第二いなば墓苑（1期分）	平成13年10月	811	811	0
第二いなば墓苑（2期分）	平成19年7月	739	739	0
第二いなば墓苑（3期分）	平成29年9月	1,177	294	883
第二いなば墓苑（合葬式）	平成19年7月	—	59	—
出 合 墓 地	平成16年7月	53	52	1

7. 生 活 衛 生

生活衛生関連施設の衛生水準を維持・向上させるため、関連法令に基づき、下記施設等に対する監視指導を行っている。

令和元年度の監視等の状況

(令和2年3月31日現在) (単位:箇所、件)

区 分		対象 施設数	監視・ 検査 施設数	違反等件数		違反事項等の概要			
				施設数	件数	処分等件数			主な違反事項等の概要
						告発	処分	文書 指導	
営業関係施設	旅 館 業	(130)	(11)	(1)	(1)			(1)	【東部全体】 ○旅館業 ・衛生管理基準不適合： 1件（文書指導1件） ○公衆浴場 ・衛生管理基準不適合： 2件 【東部4町】 ○旅館業 ・衛生管理基準不適合： 1件（文書指導1件） ○公衆浴場 ・衛生管理基準不適合： 0件
		345	28	1	1			1	
	興 行 場	(0)	(0)						
		8	1						
	公 衆 浴 場	(11)	(0)	(0)	(0)				
		55	7	2	2				
	理 容 所	(51)	(5)						
		304	23						
	美 容 所	(81)	(5)						
		632	77						
	出 張 理 容	(18)	(0)						
		149	8						
	出 張 美 容	(39)	(2)						
		288	13						
住 宅 宿 泊 事 業	(6)	(2)							
	6	3							
その他の施設	ク リ ー ニ ン グ 所	(28)	(0)						
		148	16						
	化 製 場 等	(0)	(0)						
		3	1						
	畜舎及び家きん舎	(1)	(2)						
		21	2						
	特 定 建 築 物	(1)	(0)						
		97	3						
	遊 泳 用 プ ー ル								
	建築物登録事業所	(4)	(0)						
		60	4						
	温泉 関係	利 用 施 設	(12)	(1)					
			73	17					
計		(382)	(28)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	
		2,189	203	3	3	0	0	1	
環境衛生関係検査	公 衆 浴 場 水 等	(0)	(0)						
		0	0						
	プ ー ル 水	(0)	(0)						
		0	0						
	特定建築物飲料水	(0)	(0)						
		0	0						
	興行場等室内環境	(0)	(0)						
		0	0						
	計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
			0	0	0	0	0	0	0

(注) 監視・検査施設数は延件数。上段の括弧内は、東部4町区域に係る件数で内数とする。

8. 公害防止に関する取組み

公害を防止し、快適な生活環境を保全するために環境関連の法律に基づき、以下の事業に取り組んでいる。

- (1) 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の常時監視及び事業場等の監視指導を行っている。
- (2) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び大気汚染防止法に基づき、事業場等の監視指導を行っている。
- (3) 土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状況を把握している。
- (4) 鳥取県公害防止条例に基づき、事業場等の監視指導を行っている。
- (5) 光化学オキシダント緊急時対策マニュアル及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策マニュアルを作成し、緊急時の体制及び対策を行っている。
- (6) 市民からの公害苦情に対処している。
- (7) 大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況を常時監視している。
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視している。

令和元年度の監視等の状況

(令和2年3月31日現在) (単位:箇所、件)

区 分			対象 施設数	監視・ 検査 施設数	違反等件数		違反事項等の概要		
					施設数	件数	処分等件数		
							告発	処分	文書 指導
大気 関係	法	令	(66)	(5)					
			374	42					
	条	例	(4)	(0)					
			5	0					
水質 関係	法	令	(319)	(16)					
			896	30	1	1			1
	条	例	(63)	(0)					
			215	0					
石綿 関係	法	令	(6)	(6)					
			25	29					
	条	例	(20)	(9)					
			119	29	1	1			1
ダイオキシン類関係 (法 令)			(2)	(2)					
			36	23					
騒 音	法	令							
			267	2	2	2			2
	条	例							
			155	1					
振 動	法	令							
			124	0					
計			(480)	(38)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
			2,216	156	4	4	0	0	4

(注) 監視・検査施設数は延件数。上段の括弧内は、東部4町区域に係る件数で内数とする。

9. その他水質保全に関する取組み

- (1) 水質汚染（油等）事故による、事業場等の監視指導を行っている。
- (2) 湖山池の水質改善に向けて、平成24年3月から湖山池水門を開放し、塩分導入を行い環境保全に取り組んでいる。

廃棄物適正処理推進業務（廃棄物対策課）

1. 一般廃棄物の処理

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

資源回収を中心とした再資源化・減量化を推進するとともに、家庭から排出されるごみの細分別化による再資源化・減量化を行っている。平成9年度から全市を対象に7種9分別によるごみの分別収集を開始、14年度からペットボトルの分別収集開始により8種10分別、さらに、15年6月から古紙類の分別収集開始により、9種13分別となっている。

また、分別の不徹底の解消や作業の安全性の確保、及び可燃ごみの減量化を推進するため、平成14年10月から市の指定袋制度を実施していたが、さらなる減量化・再資源化の推進を目的として、平成19年10月から家庭ごみの有料指定袋制度を開始している。

その他、家庭から出る生ごみ減量化のための家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度（令和元年度25件）や、資源の有効活用を図るため市内14カ所の回収ボックスで行う使用済小型家電回収（令和元年度回収総量69トン）等を実施している。

(2) ごみ収集・搬入量（令和元年度実績）（R2.3）

計画収集人口（人）	186,180
総世帯（世帯）	80,319

区 分	収集・搬入量（t）	備 考
可燃ごみ	50,518	岩美町、若桜町、八頭町、智頭町受入分は除く
古紙類	647	
食品トレイ	26	
資源ごみ	1,359	
ペットボトル	347	
プラスチックごみ	2,745	
小型破碎ごみ	1,463	
乾電池等	62	
使用済小型家電	69	
木くず・生ごみ等	1,910	
大型ごみ（不燃分）	349	
合 計	59,495	

(3) 再資源化等推進事業の実績（令和元年度実績）

区 分	回 収 量
新 聞 (kg)	1,192,982
雑 誌 (kg)	518,726
ダ ン ボ ー ル (kg)	446,425
牛 乳 パ ッ ク (kg)	9,479
布 類 (kg)	58,050
ア ル ミ 缶 (kg)	71,516
金 属 類 (kg)	8,710
計 (kg)	2,305,888

ビ ン 類 (本)	13, 057
ビ ン 類 (kg) [(本) × 0. 475g]	6, 202
合 計 (kg)	2, 312, 090
奨 励 金 額 (円)	13, 592, 046
登 録 団 体	410

(4) し尿処理事業

昭和29年頃から2～7業者による許可制で収集が行われていた。この間、業者は、乱立、統合を繰り返し、業者間の過当競争による、し尿の不法投棄、不当料金など市民生活に混乱を招く事態となったため、市議会にし尿問題に関する調査特別委員会が設置された。特別委員会では、業界の実情、業者統合の可能性及び統合の条件などを総合的に調査検討し、その結果をふまえて業者間の統合を図り、昭和45年7月に市が全額出資する財団法人鳥取衛生公社を設立した。以降、鳥取衛生公社（現 公益財団法人鳥取市環境事業公社）に全面委託した。平成16年の市町村合併に伴い市内全域を四つの収集区域に分け、鳥取・国府地域は委託制により委託業者が、その他地域は許可制により許可業者が収集を行っていたが、平成23年4月から鳥取・国府地域の収集体制を委託制から許可制へ移行し、全市許可制に統一した。

2. ごみ処理施設

施 設 名	所在地	建設年月日	敷地面積	建築面積	処理能力
神 谷 清 掃 工 場 (ごみ焼却処理施設)	鳥取市西今 在家228番地	着工 平成元年6月22日 竣工 平成3年12月25日	20, 764㎡	工場棟 2, 721 ㎡ 管理棟 385㎡	270 t / 24 h (135 t / 24 h × 2 炉)
リファーマ い な ば (リサイクル 啓 発 施 設)	鳥取市伏野 2220番地	着工 平成7年5月30日 竣工 平成9年3月20日	事業面積 248, 346㎡	4, 241㎡	リサイクル啓発設備 (リサイクル情報、体 験、展示等)
環境クリーン セ ン タ ー (不燃物中間 処 理 施 設)		着工 平成7年5月30日 竣工 平成9年3月20日			資源ごみ選別設備 33 t / 日 プラスチックごみ選 別設備 17 t / 日 小型破碎ごみ破碎選 別設備 10 t / 日 大型資源ごみ破碎選 別設備 20 t / 日 ペットボトル圧縮梱 包設備 3. 6 t / 日 白色トレイ保管設備 0. 65 t / 日
埋 立 処 分 場 (不燃物最終 処 分 場)		着工 平成6年9月2日 竣工 平成9年3月20日		—	35, 400㎡ (容量 486, 000㎡)
浸 出 水 処 理 施 設 (水処理施設)		着工 平成6年9月2日 竣工 平成9年3月20日		386㎡	190㎡ / 日

3. し尿処理施設

施 設 名	所在地	建設年月日	敷地面積	処理能力
因幡浄苑 (鳥取県東部広域行政管 理組合 し尿処理施設)	鳥取市秋里 1037番地1	着工 平成9年1月21日 竣工 平成12年3月31日	12,170㎡	し尿・浄化槽汚泥 150kl/日 (内50kl/日は下水道圧送) 集落排水汚泥 50kl/日

4. 産業廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、次の取り組みを行っている。

- (1) 産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設等に関する監視指導
- (2) 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例に基づく監視指導
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく監視指導
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づく監視指導

令和元年度の監視等の状況

(令和2年3月31日現在)(単位:箇所、件)

区 分		対象 施設数	監視・ 検査 施設数	違反等件数		違反事項等の概要			
				施設数	件数	処分等件数			主な違反事項等の概要
						告発	処分	文書 指導	
し 尿 処 理 施 設		(0)						【主な違反事項】 ○産業廃棄物排出事業所等 (17件) 処理基準違反3件（囲い、 表示、飛散流出防止、積 替え保管上限超過）、無許 可営業・施設設置4件、不 法投棄3件等 ○産業廃棄物処理業者（1 件） 無許可業者への産業廃棄 物の処理委託 ○産業廃棄物中間処理施設 (3件) 処理基準違反2件（保管 量、飛散流出）、無許可施 設設置1件、施設維持管 理違反1件（稼働時間の 超過） ○産業廃棄物最終処分場（7 件） 処理基準違反6件（水質 検査不実施、囲い）、受託 禁止違反1件 ○自動車リサイクル関連施 設（5件） フロンの年次報告未実施 2件、標識の掲示義務違 反等3件 ○使用済物品回収業者（4 件） 保管基準違反4件	
		1	0						
コミュニティ・プラント		(0)							
		1	0						
ご み 処 理 施 設		(1)	(2)						
		21	33						
一般廃棄物最終処分場		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		2	5	0	0	0	0		0
産業廃棄物排出事業所等			(21)	(0)	(0)		(0)		
		-	104	29	36				17
産業廃棄物処理業者 (収集運搬業、処分業)		(5)	(1)	(0)	(0)		(0)		
		63	23	7	7				1
産業廃棄物中間処理施設 (処理業、自己処理)		(11)	(10)	(1)	(1)		(0)		
		88	162	15	21				3
産業廃棄物最終処分場 (処理業、自己処理)		(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	○産業廃棄物最終処分場（7 件） 処理基準違反6件（水質 検査不実施、囲い）、受託 禁止違反1件	
		12	37	5	7	0	0		3
使用済物品回収業者		(4)	(4)	(2)	(2)			○自動車リサイクル関連施 設（5件） フロンの年次報告未実施 2件、標識の掲示義務違 反等3件	
		47	28	4	4				2
自 動 車 リサイクル 関 連 施 設	引 取 業	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	○使用済物品回収業者（4 件） 保管基準違反4件	
		50	10	0	0	0	0		1
	フ ロ ン 類 回 収 業	(3)	(0)	(0)	(0)			(0)	
		24	10	2	2			2	
	解 体 業	(1)	(0)	(0)	(0)			(0)	
		8	10	2	2			2	
破 碎 業	(0)	(0)	(0)	(0)			(0)		
	6	6	1	1			1		
計		(32)	(39)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)	
		323	428	65	80	0	0	29	

廃棄物関係検査	一廃最終処分場	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	水質	2	10	0	0	0	0	0
	産廃最終処分場	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	水質	12	24	0	0	0	0	0
	廃棄物焼却施設	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	焼却灰	8	14	0	0	0	0	0
	その他の	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		5	7	0	0	0	0	0
計		(2)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		27	55	0	0	0	0	0

(注) 監視・検査施設数は延件数を記載した。

(注) 監視・検査施設数は延件数。上段の括弧内は、東部4町区域に係る件数で内数とする。

5. 不法投棄対策

廃棄物適正処理推進指導員（警察OB）・鳥取県警からの出向職員を配置し、不法投棄現場の調査、撤去指導等を行うとともに、監視カメラ等の機器を不法投棄多発現場に設置し、投棄者の調査、不法投棄の防止等に活用している。

- (1) 東部圏域不法投棄事案処理対策連絡協議会を開催し、鳥取県、県東部各町、警察等の関係機関とともに、不法投棄事案の円滑な処理及び不法投棄の防止措置対策について協議している。
- (2) 不法投棄に対応するため関係課で不法投棄対策協議会を構成し、不法投棄物の撤去及び不法投棄防止のためのパトロール・監視カメラ・看板設置等を行っている。
- (3) 不法投棄対策監視員制度

不法投棄の防止と早期発見、早期処理を目的として鳥取市全域に不法投棄監視員を配置している。

